

作成日 2022 年 3 月 15 日  
(最終更新日 2022 年 5 月 19 日)

## 「情報公開文書」(Web ページ掲載用)

受付番号: 2022-1-180

### 課題名:宮城県大崎市の住民に対する生活習慣調査および追跡調査に基づく疫学研究(大崎市民コホート研究)

#### 1. 研究の対象

この研究の対象となる方は、平成 18 年9月1日時点で宮城県大崎市の住民基本台帳に登録されていた 40 歳以上の方のうち、大崎市市民健康調査に回答された方です。

#### 2. 研究期間

2006 年 12 月(倫理委員会承認後)～2026 年 12 月

#### 3. 研究目的

本研究の目的は、一般地域住民の生存・死亡と転出の状況、死亡原因、がん罹患、介護保険に関する情報を長期追跡することにより、以下の2点を明らかにすることです。

- (1) 生活習慣・社会心理的状況・医学的状況が、死亡・死亡原因・がん罹患に与える影響に関する研究:喫煙・肥満・運動不足などの生活習慣、社会的支援や抑うつ状態などの社会心理的な状況、疾患既往歴や家族歴などの医学的状況は、死亡・死亡原因・がん罹患にどのような影響を及ぼしているか。
- (2) 要介護となることに関する危険因子の解明に関する研究:要介護となることに関する危険因子(生活習慣、社会心理的な状況、医学的状況)は何か。

#### 4. 研究方法

##### 1)ベースライン調査

大崎市市民健康調査として、平成 18 年 12 月に自記式質問紙調査を実施しました。

##### 2)追跡調査

- (1) 生活習慣・社会心理的状況・医学的状況が、死亡・死亡原因・がん罹患に与える影響に関する研究  
上記の住民基本台帳の情報に加え、研究対象者の人口動態調査調査票および宮城県新生物レジストリーの記載情報の閲覧を行い、死亡原因、がん罹患状況を追跡します。
- (2) 要介護となることに関する危険因子の解明に関する研究

上記の住民基本台帳の情報に加え、要介護状態の発生に影響を及ぼす要因を明らかにする目的で、研究対象者で、介護保険に関する情報の定期的な閲覧に同意した者の介護保険に関する情報を調査します。この目的のため、大崎市から東北大学へ、研究対象者の介護保険に関する情報が提供されます。なお、当該情報は原則として毎年12月31日現在の情報とし、大崎市から東北大学へは年1回当該情報が提供されます。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

- ・自記式調査票：既往歴、生活習慣（喫煙・飲酒・肥満度・運動量・食品摂取など）など
- ・死亡
- ・死亡原因
- ・がん罹患
- ・要介護認定

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

該当なし

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、厚生労働科学研究費（研究代表者：村上 義孝 教授、研究課題名「生涯にわたる循環器疾患の個人リスクおよび集団リスクの評価ツールの開発及び臨床応用のための研究」（20FA1002））および受託研究費（国立がん研究センター研究開発費、研究課題名：科学的根拠に基づくがんリスク評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究（2021-A-16））を使用して実施する。研究資金提供機関は、研究資金の提供を行うが、運営、データ解析は実施しない。

東北大学の研究者等の利益相反は、東北大学利益相反マネジメント委員会が管理する。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについてご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1  
東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 菅原 由美  
電話:022(717)8123

研究責任者:

東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 辻 一郎

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合